

日本陸上競技学会会則

平成14年10月26日制定
平成16年 8月 8日改正
平成20年 8月31日改正
平成23年12月11日改正
平成28年 5月21日改正
令和 2年 8月 7日改正

第1章 総則

第1条 本会を日本陸上競技学会と称する（英文名：Japan Society of Athletics）。

第2条 本会は、陸上競技に関する理論的・実践的研究の発展をはかり、会員相互の交流を促し、これによって実践に資することを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 学会誌「陸上競技学会誌」（英文名：Japan Journal of Studies in Athletics）及び会員名簿の刊行
- (3) 研究会、講演会、講習会の開催
- (4) 研究の国際的交流
- (5) その他本会の目的に資する事業

第4条 学会大会は、毎年1回以上開催する。

第3章 会員

第5条 会員の種別は次の通りとする。

- (1) 正会員：陸上競技、あるいはこれに関連する諸科学の研究者、指導者であり、理事会で承認された者
- (2) 一般会員：陸上競技の指導者であり、理事会で承認された者
ただし、選挙権・被選挙権を持たない。
筆頭による投稿論文や学会発表ができない。
- (3) 名誉会員：本会に多大な貢献のあった個人で、理事会が推薦し、総会で承認された者
- (4) 賛助会員：本会の目的に賛同する個人あるいは団体で、理事会で承認を受けたもの

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員：年額5,000円
- (2) 一般会員：年額3,000円
- (3) 名誉会員：徴収しない
- (4) 賛助会員：年額1口2万円以上

第7条 会に入会を希望するものは、所定の手続きを経て、入会申込書、会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。

第8条 会員は、本会の学会誌「陸上競技学会誌」その他研究情報に関する刊行物の配布を受けることができる。

第9条 原則として2年間会費を滞納したものは退会したものとみなす。なお退会に際しては、滞納分の会費を支払うものとする。

第4章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	1名
理事	15名
監事	2名

第11条 役員は次の各項により選任される。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長は理事の互選により選出し、総会において決定する。
- (2) 理事は3年毎に正会員の投票により決定し、その任期は1期3年、再任を妨げない。
- (3) 理事につきさらに若干名は会長が推薦することができる。
- (4) 監事は会長が委嘱する。

第12条 役員の職務は次の通りとする

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 理事長は理事会を招集し、会務を統括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
- (5) 理事は理事会を構成し、会務を処理して本会運営の任にあたる。
- (6) 監事は本会の会務を監査する。

第13条 役員の任期は次の通りである。

- (1) 会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事は1期3年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は本会の最高議決機関であり、会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選定
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則及び諸規定の改正
- (5) その他の重要事項

第16条 理事会は、理事長が招集し、会務を処理し、本会運営の任にあたる。

- (1) 会長および副会長の推薦
- (2) 総会に対する提案事項の審議
- (3) 総会から委任された事項の審議・処理
- (4) 運営の効率化を図るために専門委員会を置くことができる。
- (5) その他本会の目的に資する事業の運営

第6章 会計

第17条 本会の経費は次の収入による。

- (1) 会員の会費
- (2) 事業収入
- (3) 助成金および寄付金

第18条 本会の会計年度は毎年4月より翌年3月までとする。

第7章 顧問

第19条 本会に顧問および参与をおくことができる。

第8章 付則

第20条 事務局は青山学院大学（渋谷区渋谷4-4-25）に置く。

第21条 本会則は令和2年8月7日より施行する。